

静岡産業大学社会人学生修学・学事奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）に在籍する社会人学生のうち、学業成績、人物ともに優れ、かつ、就労経験等によって培った知識・知恵を生かして、学生の模範となる学事活動を行った者（「静岡産業大学外国人留学生規程」第2条（定義）の規定に定める外国人留学生を除く。）に対して、修学・学事奨励金（以下「奨励金」という。）の給付を行い、修学及び学事活動を奨励することを目的とする。

(資 格)

第2条 奨励金の給付を申請できる者は、入学した年度の4月1日（後期入学の場合にあっては10月1日）現在において、原則として満55歳以上の者とする。

(給付額等)

第3条 給付の種類及び一人当たり給付額は次のとおりとし、第6条（決定）各号の実績により、給付の種類を決定する。

奨励生A 年額40万円給付

奨励生B 年額30万円給付

奨励生C 年額20万円給付

2 給付の人数は、原則として各学部各年次5名以内とする。

3 第1項による給付は、当該学年の修了する3月31日（後期入学の場合にあっては9月30日）までに一括して行う。

(申請及び選考)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、1年ごとに申請するものとし、毎年4月30日（後期入学の場合にあっては10月31日）までに活動計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 学生委員会は、前項により提出された活動計画書及び面接により奨励生候補者の選考を行う。

(報告及び評価)

第5条 前条により選考された奨励生候補者は、毎年2月28日（後期入学の場合にあっては8月31日）までに活動結果報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 学生委員会は、前項により提出された活動結果報告書、奨励生評価表（様式第3号）及び面接により奨励生候補者の評価を行う。

(決 定)

第6条 前条による奨励生候補者のうち、次の各号のすべてを満たす者のうちから、学業成績及び修学活動実績の優秀者より奨励生A、奨励生B、奨励生Cを選考する。

(1) 1年次生にあつては22単位、2年次生にあつては62単位、3年次生にあつては93単位、4年次生にあつては124単位をそれぞれの学年修了までに修得している者

(2) 各年次に修得した科目の2分の1以上の成績がAである者

(3) 次のいずれかの活動を行い、顕著な実績があつた者

- ・授業に関するチューター活動
- ・就職に関するボランティア活動
- ・クラブ、サークルに関する指導的活動
- ・外国人留学生に関連した国際交流活動
- ・大学と地域を結ぶ対外活動
- ・その他本学が認めた活動

2 奨励生は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(申請の取り消し)

第7条 奨励生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励生の申請を取り消す。

(1) 休学または退学したとき

(2) 除籍または懲戒処分を受けたとき

(3) 申請書類に虚偽の申請があつたと認められたとき

(4) その他奨励生として適当でないと認められたとき

(庶務)

第8条 奨励金に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課が行う。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年2月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。